

家族として生活することの意義についての一考察 —里子と親子関係を築けなかった経験を持つ 里母の語りから—

森 和子*

Abstract

Foster care is a system to provide a new home and family to an abused child or to a child with no parents. Most foster children are youngsters who could not deepen the sense of attachment and relationship between child and parents. Thus some would later find that they must again leave home, this time from a foster home. As a result, the displacement would bring upon the foster parents a feeling of regret that may continue for a long time.

The purpose of this paper is to consider what valuable meanings have been brought both to a foster child and foster parents by their living together as a family. This particular case study involves a foster parent who again met the foster child 19 years after their separation.

It became evident through this study that

- (1) The experience of living together with a foster parent establishes in the foster child a positive feeling toward the future.
- (2) The experience of disruption between them promotes development of a foster parent's identity.
- (3) The foster parent may have a belief that she can responsibly bring up the children who will take on the next generation.

Key Words: 里親, 里子, 家族, 生活, アイデンティティ

第1章 問題と目的

1.1 問題

1.1.1 生みの親のもとで生活することのできない子どもたち

*人間学部人間福祉学科

本来、児童は家庭において保護者により成人するまで養育されることが基本とされる。大多数の児童はこの家庭養護のもとで生活しており、生みの親は子どもを授かった時から子どもが進学や就職、自立などの理由から家庭を離れるまでは同じ世帯で生活することを自明のことと考えているであろう。しかし、父母の行方不明や養育拒否、虐待や親の精神疾患や入院などの理由で生みの親のもとで生活することのできない子どもたちもいる（表1）。これらの生みの親と共に暮らすことのできない子どもたちに対して、家庭に代わる社会的養護の環境を与え健全な育成を図り、その自立を支援することは社会の責務となってくる。

児童相談所で受け付けられた養護相談のうち1割以上の児童は親のもとに戻ることはできず、社会的養護を受けることになる（表2）。社会的養護を必要とする子ども達のうちの、9割近くの子供達は乳児院、児童養護施設などの施設養護に生活の場を移すこととなり、残りの1割弱の子どもは、家庭に近い形態であるグループホームや里親家庭などの家庭的養護で生活することになる。

表1 養護児童等の養護問題発生理由別児童数（平成15年）

区分	里親委託児 %		乳児院児 %		児童養護施設児 %	
総数	2,454	(100.0)	3,023	(100.0)	30,416	(100.0)
父母の死亡	75	(3.1)	33	(1.1)	912	3.0)
父母の行方不明	362	(14.8)	180	(6.0)	3,333	(11.0)
父母の離婚	85	(3.5)	128	(4.2)	1,983	(6.5)
父母の未婚	*	*	364	(12.0)	*	*
父母の不和	27	(1.1)	36	(1.2)	262	(0.9)
父母の拘禁	76	(3.1)	136	(4.5)	1,451	(4.8)
父母の入院	135	(5.5)	163	(5.4)	2,128	(7.0)
家族の疾病の付添	*	*	20	(0.7)	*	*
次子出産	*	*	18	(0.6)	*	*
父母の就労	129	(5.3)	215	(7.1)	3,537	(11.6)
父母の精神疾患等	154	(6.3)	450	(14.9)	2,479	(8.2)
父母の放任・怠惰	224	(9.1)	181	(6.0)	3,546	(11.7)
父母の虐待・酷使	126	(5.1)	139	(4.6)	3,389	(11.1)
棄児	153	(6.2)	67	(2.2)	236	(0.8)
養育拒否	489	(19.9)	232	(7.7)	1,169	(3.8)
破産等の経済的理由	128	(5.2)	234	(0.3)	2,452	(8.1)
児童の問題による監護困難	25	(1.0)	9	(7.7)	1,139	(3.7)
その他	210	(8.6)	322	(10.7)	2,374	(7.8)
特になし	*	*	*	*	*	*
不詳	56	(2.3)	96	(3.2)	26	(0.1)

厚生労働省「平成15年度社会福祉行政業務報告」より

表2 児童相談所における養護相談の種類別対応件数（平成18年度）

区分	総数	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他
平成18年度	78,863	9,609	1,045	61,387	6,822
	100.0	12.2	1.3	77.8	8.7

厚生労働省「平成18年度社会福祉行政業務報告」より

1.1.2 家族として生活する里親制度

里親制度とは家庭で育てられない18歳未満の子どもに新しい家庭と家族を与え、子どもを健やかに育てようとする制度である。里親制度は家庭的養護として今日の保護が必要な児童対策において重要な役割を担ってきた。1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」の前文で「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」とされ、保護が必要な児童は可能な限り家庭的環境の中で養育されることが最も望ましいことが明文化された。日本政府は、1994年に「子どもの権利条約」の批准を終えたが、里親養護が中心の欧米に対し、日本ではいまだ保護の必要な児童のうちの8.5%の児童にしか家庭生活が保障されていない（表3）。日本の児童福祉施策は、健全育成や保育所施策を中心とした子育て支援と、施設入所を中心とした要保護児童施策が行われてきた。2003年社会保障審議会の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の報告を受け、厚生労働省が大規模な施設から、子ども6人程度のグループホームや里親など家庭的な養育に転換する方針を打ち出している。

表3 児童福祉施設の在籍人員里親委託児童数の構成比 平成18年

	児童数（人）	構成比（%）
施設収容児童総数	36,703	91.5
乳児院	3,143	7.8
児童養護施設	33,561	83.7
里親委託	3,424	8.5

厚生労働省「平成18年度社会福祉業務報告」より作成

1.1.3 里子と家族になる里親

里親とは「保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、自分の家庭に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認められたものである」（児童福祉法6条3）と規定されている。里親家庭の中に里子は家族の一員として迎えられ温かい愛情を受けながら生活していくことになる。里親の役割としては、子どもとの信頼関係を形成し、子どもに親や家庭のモデルを学ぶ機会を与えることである⁵⁾。里親申し込みの動機を見ると「子どもを育てたいから」33.6%、「児童福祉への理解から」32.3%、

「養子を得たいため」29.8%となっている（厚生労働省「平成16年度社会福祉業務報告」, 2004）。これらの動機の違いにも現れているように、里親は、役割の異なる養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4種類の里親で成り立っており、子どもの養護の状況に応じて適切な里親に委託される（表4）。養育里親は、社会的養護の一環として、養子縁組を目的とせず実の親が引き取る見込みのある子ども（または、実の親の意向により養子縁組ができないといった子ども）を家庭復帰できるまで、あるいは18才になるまで家庭に引き取って養育する里親のことである。また戻らない家庭のない里子と将来養子縁組をして、法的にも恒久的な親子関係を取り結ぶいわゆる養子縁組里親も含まれる。短期里親は親の病気などの理由で、数日から1年以内の一定期間だけ家庭を離れなければならない子どもを預かって養育する里親である。2002（平成14）年度より、児童養護施設などに入所している子どもを週末や長期の休みの時に預かることができるようになった。専門里親は、被虐待経験などから心理的外傷を受けたり、または問題行動があり保護者に監護させることが不適當で、専門的ケアが必要であると診断された児童を対象に、原則として2年以内の期間で委託される里親のことである。親族里親は、子どもの実親がその子どもを養育できない状態にあり、やむを得ない事情がある場合に限り、祖父母やおじおばなどの子どもの三親等内の親族でその児童のケアに関する適正を有している者が里親として認められるようになった。

表4 里親に委託されている児童数：平成18年度末

区分	総数				
		養育里親	親族里親	短期里親	専門里親
認定及び登録里親	7,882	7,133	249	2,188	384
児童が委託されている里親数	2,453	2,132	238	413	66
里親に委託されている児童数	3,424	2,509	369	466	80

厚生労働省「平成18年度社会福祉業務報告」より作成

1.1.4 里子としての里親家族との生活

里親に委託された多くの子どもは親に依存すべき時に十分依存できず愛着関係を築けなかった子ども達である。愛着障害とは、反応性愛着障害といわれ、全米精神疾患診断統計マニュアルによると、5歳未満に始まった、対人関係の障害をさす（ヘネシー，2004：30）。発達の観点からも、特定の大人との愛着関係の形成が子どもの健全な成長のために重要であることから長期間の施設養育や虐待などの心の傷を負った子どもを里親が家族として養育することの有効性は明らかにされている（ヘネシー，2004：36）。

長期間の施設養育や虐待などの心の傷を負った子どもを里親が家庭で養育するのは、一般の養育の数倍も大変であるといわれている。血のつながりのない要養護児童が家族の一員となり、親子関係が成立するまでには、表5に示すように通常「見せかけの時期」「試しの時期」の段

階を経た後に「親子関係成立の時期」を迎えることができる。

見せかけの時期は、里親が本当に自分を受け入れてくれるのか見ている時期で子どもは良い子をしている。里親が受け入れてくれる人だとわかると、数日して試しの時期に入り、それまで出来ていたことをことごとく放棄して、手のかかる、言うことをきかない子どもに変わっていく。子どもの表す試し行動を受け入れているうちに親子関係が出来上がっていく。子どもの年齢や愛着障害の深刻さによって異なるが、その期間は半年から1年という長い年月を必要とするといわれている（岩崎美枝子：1998）。

表5 里親子関係が成立するまでの3段階

段 階	期間のめやす	子どものあらわす状態	子どもの行動の意味
第1段階 見せかけの時期	3日～1週間	非常に良い子をしている	里親が自分をどう扱うか見ている
第2段階 試しの時期	数ヶ月～数年	過食・偏食・赤ちゃん返り・里親のそばから離れない・嫌がることをする。	自分を丸ごと受け入れてくれる人かどうか試している
第3段階 親子関係成立の時期	平均半年 年齢が高くなる程長くなる傾向がある	試しの行動が徐々に治まり、里親の要求も素直に聞きいられるようになる	新しい親との信頼関係が築かれ親子関係が安定してくる

岩崎美枝子「血のつながりを越えて親子になる」より作成

1.1.5 里親養育の不調²⁾による別離

里親にとって試しの時期が試練の時となる。親子関係を築けずに生みの親に続き、里親との別れを経験しなければならぬ子どもも少なからずいる。大阪府の調査では、昭和52年から61年度末までの間に養子縁組を前提として里親委託した子どものうち里親との親子関係不調により解除されたケースは全体の11%であったという結果がでている（大阪府児童相談所，1989：89）。また神奈川県では、委託児童全体の18.6%と2割近く占めていた（渡辺，1995：45）。Festingerの研究でも13%とほぼ日本と近い割合を算出している（Festinger，1995：207）。

里親との親子関係を解除した後は、里親は里子を施設に返してしまったことを悔やみ、長期にわたって罪の意識持ち続ける人がいることがわかってきた（森，2003）。里親委託解除後の里親に対してアフターケアの必要性も認識されてこなかった。一方解除された元里子の心のケアは施設に委ねられ、里親が元里子の情報を知る機会も保障されていない。

1.2 目的

本稿では、養育里親として、心に傷を抱えた子どもを迎えて親子になろうと試みた結果、関係を築くことが出来ず施設に戻したが、一定の期間であっても家族として生活したことが里親

と里子の双方にどのような価値としての意義をもたらしたのかを長期的視点から考察することを目的とする。

第2章 研究方法

2.1 データ収集方法

データ収集方法は、関東の児童相談所に里親登録をして養育里親となった1人の里母を対象にインタビュー調査を実施した。本調査では、便宜的に里母をAさん、預かった里子をM子とする。第1次調査で里親Aさんが里子M子を里親委託され3年間生活を共にしたが親子関係を築いていけなかった経過とその思いについてうかがった。第2次調査では、19年ぶりにM子に再会して、M子に施設に帰ってからの経過や思い、Aさんにどのような気持ちの変化があったかを聞いた。本研究は、シングル・ケーススタディ法をもとに分析する方法を用いた（桜井，2005：12）。

第1調査は2003年4月に2回、第2次調査では、2006年11月と2007年3月にそれぞれ1時間30分から2時間30分インタビューを実施した。インタビュー調査は、ライフストーリー・インタビューを手法とした主観的に表現された語りから自由に語ってもらう半構造化面接で行った。

本研究は、倫理的配慮から調査協力者のプライバシーを守るため個人が特定されないようデータには若干の修正を加えてある。また、協力者の言葉で意味が通じにくい箇所は（ ）で筆者が加筆した。

2.2 本研究における語りの分析

本研究では、里親の語りの聞き取りは、逐語録に起こして時間的枠組みに基づいて整理し、データを一定の時間的流れに沿ったライフヒストリーへと構成（田中，2005：264）した。これらのデータは、面接の内容を損なわないよう再構成した。語りの引用箇所は「 」付きで、Aさんの語りの中で、Aさん以外の人語りが出てきた場合は『 』で表した。

語りを時系列に並べると11個の人生の転機になる大項目があり、それらの中に合わせて34個の小項目が抽出された。「里子としての経過」「里親としての経過」「里親家族としての経過」の3つの視点からそれぞれにもたらされた価値としての意義の分析を試みた。

2.3 調査協力者について

調査にご協力いただいた里母Aさんは、現在5歳年上の里父と3人の子どもたち（元里子の専門学校生、高校生と幼児の里子）と5人家族で生活している。

本調査の対象となる里子のM子は3人目に迎えた5歳の女兒であった。当時里母Aさんは34歳で、先に委託された2人の里子と生活していた（現在、2人とも成人して別世帯で生活

をしているが交流は続けている)。3年後 M 子が8歳の時に里親委託を解除となった。M 子が施設に返ってから会うことはなかったが、M 子が27歳の時に19年ぶりに再会した。M 子が里親委託を解除された後、A さんは、新たに4人の里子を養育している。そのうち6番目に委託した里子は実親の元に帰っている。

表6で、里父母の結婚年齢、里親登録をした年齢、1人目と2人目の里子と M 子を迎えた年齢、M 子の委託解除した年齢、M 子と再会した年齢、1人目、2人目の里子と M 子が委託された時の里子の年齢を示した。

表-6 協力者の結婚年齢から M 子と再会した年齢と里子の委託時年齢

	里父の年齢	里母の年齢	里子の年齢
結婚年齢	29歳	24歳	
里親登録した年齢	34歳	29歳	
1人目の里子を迎えた年齢	35歳	30歳	2歳
2人目の里子を迎えた年齢	36歳	31歳	7歳
M子を迎えた年齢	39歳	34歳	5歳
M子の委託解除した年齢	42歳	37歳	8歳
4人目の里子を迎えた年齢	44歳	39歳	4歳
5人目の里子を迎えた年齢	45歳	40歳	1歳
6人目の里子を迎えた年齢	59歳	54歳	0歳
7人目の里子を迎えた年齢	61歳	56歳	3歳
M子と再会した年齢	62歳	57歳	27歳

第3章 結果

第1次調査で里母 A さんの語りを通して里親になるまでの経過と里親委託された M 子と里親家庭で家族として過ごし親子関係が不調になっていく過程を辿った。

<第1次調査：2003年> 里親になる経過から M 子を委託解除するまでの語り

3.1 里親として子育てをする決断

3.1.1 不妊に直面

「結婚したら子どもをもつことを何の疑いもなく考えていたんですが、なかなか妊娠しないので当然のように不妊治療を始めました。」という A さん。不妊治療をすればすぐに妊娠するかと思って治療に通う。A さんは（夫の両親は）結婚したら赤ちゃんができると思っている人たちだったからできるのが当然の見方であり、「夫からも『できたか』と毎月聞かれて」辛かった。

3.1.2 自分の一生の仕事探し

Aさんは検査で体調を崩し「そこは神様に任せる部分かな」と考え不妊治療に区切りをつけた。そのうち不妊の夫婦は10組に1組いることを知り、自分の一生の仕事を探そうと考える。

3.1.3 子育ての認識の変化

Aさんは当時ある本の中にあった「子育てほど楽しい事業はない」という言葉に出会い「ああそうだ」と共感する。Aさんは、不妊治療と並行して、ボランティア活動やサークル活動に積極的に参加している。「養護施設に行った時に、あんなに親がいない子がいるっていうことを知ったんですね。」とその時の思いを語る。その中で夫婦の子どもを育てたいという思いから親に恵まれない子どもの子育てもあることに気づき子育てに対する視野を広げている。

3.1.4 里親になる選択

そこで、29歳の時に里親として子どもを育てることを一生の仕事にしようと決意した。「主人は『そういう子どもがいるならひとりで暮らしていけるようになるまで家にいればいい』って言うてくれて、子育てをすることで自分の人生が豊かになるんじゃないかなと思ったんです。」と語る。里父もAさんの里親になる提案に同意し、以後の生活設計の再構築がなされている。Aさんは里親となってもサークル活動、里親の自助グループへの参加も続け、子育ての援助を受け充実したものにしていっている。

3.2 里親としての子育て

里親登録をして、1年後Aさんが30歳の時に2歳の男の子、次いで翌年に7歳の男の子を里子として迎える。そして34歳の時に、3人目のM子が家族に加わった。

3.2.1 親から拒否されたM子

M子は生まれてすぐに乳児院に入った。母は知的障害がありIQ60位で、M子もIQ90位といわれていた。「教護院でM子が産まれたそうです。父親はわからないということで、母はもちろんのこと祖父母もM子を引き取る意志はなかったと聞いています。誰も面会に来る事もなくて、M子も実母を慕うことはなかったらしいです。」と親や祖父母からも拒否されていたことが語られた。Aさんの家庭で5歳から8歳（小学校2年）の終わりまで3年間養育された。1番目に委託された男児より8ヶ月下だった。

3.2.2 施設でも可愛がられなかったM子

「施設（乳児院と児童養護施設）にずっといたんですけど、生まれてから保育士に可愛がられなかったって聞いています。」とAさんは担当の児童福祉司から聞かされていた。長期の休みには外泊できない子は保育士の家連れて行ってくれるというのが、M子は連れて行ってももらえなかった。5歳まで施設で育ててしまったので、1年でも多く家庭生活を経験させてあげたいという施設側の配慮から委託となった。

3.2.3 M子と他の2人の里子の違い

「里子にきた上の2人は可愛く思えたんですけど、その反対に3人目の子は来て早々、知らない人が来るとよじ登って抱っこされたがる癖があって、それまで見た事のないような子だっ

たんです。」とM子の行動はAさんにとって「深みに（筆者注：M子の心の闇の部分）入っていくような、いやな感じ」になっていったと言う。

3.3 M子を育てる苦しみのはじまり

3.3.1 可愛いと思えない

「委託されたM子が可愛いと思えなくて、毎日辛かった時に、カウンセリングも受けたり、カウンセラーになる勉強をしたりしました。子どももプレイセラピーを受けたんだけど、両方も効果がなかったですね。」と当時の虚しさが語られる。

3.3.2 M子の問題行動

当時のM子の問題行動について「転んだ時もおかさんとは言って寄ってこないんですよ。そばにいるおばさんや誰にでも訴えるんです。風の紐（筆者注：糸の意味）が切れた感じがありましたね。」と表現している。

3.3.3 問題行動のエスカレート

「2年生になってから万引きが始まって、（児童養護施設から）知能が低いといわれているのに嘘が長けているんですよ。それがどんどんエスカレートしていきました。今だと（試しの行動であることが）当たり前のことだと思いますが、当時はびっくり仰天でした。（万引きすることが）彼女の処世術だったのだろうと今ならわかります。（取った物を）友達の家へのお土産にしたりして、友達のお母さんからのお礼の電話をもらってわかったんです。」と語る。当時は愛着障害からくる問題であるということが里親Aさんはもとより、児童福祉司にも認識されていなかったという。

3.4 わかってもらえない苦しみ

3.4.1 他の里親にもわかってもらえず泥沼に

「当時は啞然とするばかりで、良いアドバイスがあればよかったですけど、悪びれた様子も悪いことをした顔もしないんですね。この子をなおしてあげる手がかりがないと思ってしまって。」Aさんは、他の里親にもわかってもらえず、里親の集まりに行くのも辛くなり、泥沼から這い上がれなかったということであった。

3.4.2 ケースワーカーから理解されない辛さ

里親になって一番初めのケースワーカーから子どもは傷ついているから一緒に寝てなど具体的なアドバイスをしてもらい、その時にあった適切な配慮をしてくれた。しかし、その後の担当は大学卒業したてのケースワーカーで、その後には児童相談所ははじめての勤務となった30代ケースワーカーが担当になった。1ヶ月に1度家庭訪問があった。「担当が来るたびに可愛いと思えないなどSOSを出していたんですけど、その時はもう少し頑張ってくださいと言われるだけで・・・児童相談所の担当の人（ケースワーカー）は話を聞いてくれたんですけど、わかってくれなかったですね。話を聞いてもらっても、話したから解消できるレベルじゃ

なくて、言うだけ虚しさを感じました。」と辛そうに話される。その後、とてもできないと A さんが宣言した時に、担当の職員が集まって話し合ったそうである。

3.4.3 里父からも理解されない苦しさ

「主人は『上の2人（先に委託されている里子）に悪影響があるから（施設に）返さない』の一点張り、その時に主人も『もっと M 子の面倒を見る』と言ったんですけど長期の出張になってしまい、結局みてはもらえなかったんです。」里父からも理解されないことで、A さんはさらに追い詰められていく。

3.5 M 子との関係で追い詰められる

3.5.1 家出や自殺願望も

「あまりに辛くて夫が家に帰ってきた時に、少しして戻ったんですけど家出をしたり、自殺願望もでてきたこともありました。」当時の A さんは逃げ道のない状況になる。

3.5.2 離婚することも

「最後には M 子を返さないなら、上の2人を連れて離婚すると（出張先の）里父に手紙を書いたんですね。そうしたら電話がきて『返していい』と言ってきて返すことになったんです。」と M 子を手放す時の里父との最後のやりとりが語られる。

3.6 M 子がいなくなってからの苦しみ

3.6.1 M 子を返してからの救い

M 子を手放したことで精神的に苦しみもがいている時に、ある病院の小児科と精神科の先生で里親もしている方に手紙を出している。『「1人の人が本気になって M 子と関わった人はいなかったのかもしれない、本気で向き合ったことが大事なことなんだ』とその先生は書いてくれたんです。今になればわかります。たしかにやさしい言葉はかけられなかったかもしれないですけど、本気になって関わっていたと思います。」とその先生の言葉から自分の M 子への関わりを再確認し、救いを見出している。

3.6.2 苦しい渦中でも助けになった研修

M 子がいなくなってからも受け続けた研修のことが語られる。「研修としては以前にグループカウンセリングをしてくれたのが良かったですね。はじめは講義を聞いて、参加者が子どもの様子を一通りは話しをしてから、先生が答えてくれました。皆さんの悩みを聞くことで頑張ることが出来たんだと思います。」

3.6.3 子どもを返して気づいたこと

「良い子に育てなくてはと思って、自分の枠にはめようとして、(M 子の言動を) いじってしまったんですね。子どもの心を癒す前にこうなると押し付けていたんだと思います。そうじゃないということを刷り込むような研修が大事ではないかと思います。」と振り返る。

<第2次調査 2006年・2007年> M子に再会してからのことについて

Aさんは、M子がいた時も苦しかったが、施設に返してからも苦しみが続く。すでに2人の里子を預かっていたので、苦しみなながらも残った里子を養育しなければならなかった。しかし失敗したまま終わらなくなかったことが今日に繋がっていると言う。Aさんは、10年過ぎた頃から里親研修や講演、里親養護の研究への協力をするようになった。しかし、まだM子の話をする時には涙を止めることができなかった。

3.7 M子との再会

3.7.1 里親の講演を聞いていた施設長

ある会で里親の体験発表をした時にM子と不調になって施設に返してしまったことなどその当時の苦しかった胸のうちを話し、最後に「M子、いろいろ有難う」と言った。「その時施設の園長先生が偶然聞いていて、M子が里母に会いたいと言っていたことを覚えてくれてたんです。数年たってからM子の精神状態が安定してきた時に声をかけてくれました。」とM子に会うきっかけについて話される。

3.7.2 M子との19年ぶりの再会

乳児院に付設された養育センターの先生や児童養護施設の先生は、M子が施設を出た後も関わってくれていた。「M子は今障害者施設にいて、知的にも遅れていて精神的なことから今は歩くのが困難になっているらしいんです。」とM子のその後の事情についての話ができる。

3.7.3 M子のフォローをしてくれた施設

「不調になってM子を返さなければならない時に養育センターの先生が『とても良い施設(児童養護施設)を捜してきた』と言ってくれたんです。私立の施設だったから、先生方が今も同じ所に残っていて(中略)M子の里母に会いたいという気持ちを汲んでくれたんですね。本当に良い施設を選んでくれたんだと思います。」とそれぞれの所で一生懸命に思ってくれた職員の関わりの結果がこういう形になったとAさんは思う。

3.7.4 里母に会いたいと施設長に言っていたM子

「施設から、『今安定しているので会ってくれないか』と言ってきたんです。10月に主人と会ってきたんですけど、やっぱり会った時ショックでした。うちにいた時は、IQ90って言われていたけど、今こんなに遅れているなんて。27歳なんだけど、25歳から年齢があがっていないんです。年齢を聞くと25歳と言ってきて。お金の勘定ができなくて、いつもお札で出すので小銭がたまってしまうと言ってました。」Aさんは、知的な面は大人になるほど開きがでてくると施設の方から言われた。養護学校の高等部までは、児童養護施設から通っていた。卒業後、知的障害者施設に移ってから、「赤ちゃんになってしまったかのような生活を何年かしていたらしいです。」退行現象なのか、歩けなくなってしまうそうである。

3.8 児童養護施設にいた頃の M 子

3.8.1 施設でのいじめ

「M子は『疲れた』って言うんですね。施設にいる時はすごく頑張っていたらしいんです。施設にいる間、『ずっとほこほこにいじめられていた』って」と再会した時に、M子から辛かった時の話がでる。

3.8.2 里母が迎えに来るのを待っていた

「M子はすごく大変でいじめられる恐怖におののいていたらしいんですね。それで『いつお母さんが迎えに来てくれるかと思ってた』って」AさんにとってM子が待っていたなんて思いがけないことだった。

3.8.3 当時の A さんといじめた人の M 子に対する共通する思い

「当時は施設でも子ども達の様子に目がいかなかったらしいんですね。いじめた子も、M子が何を考えているのかわからない、むかむかいらいらと不安に陥れられる状態だったんじゃないかと思うんですね。」といじめた人の思いにAさんの当時の思いを重ねる。

3.8.4 人間の気持ちの不思議さ

「園の先生は『施設にいる時は歩くことがあるから、今歩けなくなっているのも精神的なもので、杖を付くことで安心しているのではないか』と言ってました。そうになってしまう人間の気持ちってすごいものだな。話を聞いてなんともいえない気持ちになりました。」

3.8.5 施設の先生方の見守りがあった

「再会したことで、乳児院の先生や児童養護施設の先生方が暖かく見守ってくださっていたのを初めて気づきました。」その後の生活の中でM子には他にも見守っている人たちがいたことがわかりAさんは安心する。

3.9 M子の思いを知ることによる A さんの気持ちの転換

3.9.1 里親家庭にいた頃が一番良い顔

「施設の先生は当時の写真を見て、『M子はこの頃（里親の元にいた頃）が一番いい顔してるな』って言ってました。」M子にとっては里親の家庭が一番良い所だったことをAさんは知る。

3.9.2 優しい言葉がかけられなかった

「言っている言葉がわかっているのかどうか、どうしてもいらいらしてしまうんですね。優しい言葉がかけられないんです。当時はどうやっても虐待のようになってしまって……。その後の子どもの委託があって、この子はわかってきているので、安心しながら怒れるんですね。M子は不安感だけが返ってくる感じでした。」その後を受託した里子はAさんの言うことを理解できる子どもだったので、よりM子との違いに気づかされる。

3.9.3 当時の M 子への理解が深まる

「M子は『（里親家庭にいた時のことを）どうやったらいいかわからなかったの』と言って

ました。きちんと人間と関わる事がなかった子には、どうやって関わったらいいのかわからないのかもしれませんがね。あの時の顔はその戸惑いの表情だったのかもしれないです。今来ている子は、いやなものは『いや』と言えるんですね。M子にはそのいやというわめきがなかったんです。あのこもった表情は不安バリアを張っていたのかもしれないです。今になってみるとアーと思い当たりますね。」Aさんは再会したことにより、M子のとっていた当時の言動に対し理解を深めていく。

3.10 M子にとって母親としてのAさん

3.10.1 M子にとってAさんが唯一の待ち続けたお母さん

「『M子に出来なかった分、今の子にしてあげてね』とか、『お母さん頑張り過ぎないように身体に気をつけて』と言ってくるんですよ。お父さんはでてこないんです。ひたすら『お母さん、大好きなお母さん』と言ってくるんです。迎えに行くと言っていなかったのに、ずっと待ち続けていたお母さんなんだなって思いました。」里親家庭に3年いて、施設に戻ってから夏休みなどの長期休暇には短期里親とのかかわりがあった。短期里親の人たちを親と思うことはなかったとAさんは施設の先生から聞いている。

3.10.2 Aさんが作ったアルバムがM子の宝物

「『私の宝物』といって、うちにいた時の写真アルバムを見せてくれたんです。」里母がM子のために作ったアルバムだった。里父母や他のきょうだい（先にいた里子）も写っている。日曜学校のキャンプや里親会のレクレーションに行った時の写真も入っていた。施設にいた時からうちにくるまでの写真も里母が貼って送ったものだった。

3.11 M子との苦しい経験の受容と発展

3.11.1 M子との経験から学んだ子どもへの対応

「あの経験がなければ変わることなく繰り返したかもしれませんがね。必要な経験だったと思います。」M子が来た事で、Aさんの子どもはこういうものという既成概念の殻が破れて、M子を返した後の委託された子どもへの対応が180度変わったと言う。

3.11.2 M子が里子として共に暮らした意味

「M子は何のためにこんなに望まれずに生まれてきたのだろうと思ったこともありました。」しかしAさんは里親として大きく成長できるようにM子がうちに来たことが今わかったという。「他の里親にも（M子のことを）話した時に、『荒れた時は、罵声を浴びせて出て行った子がお正月になるとお父さんお母さんと言って帰ってくる』っていう話を聞いた」時に、Aさんは子どもにとって帰ってこられる場所があるのは幸せなことなんだと思った。

第4章 考察

4.1 家族として生活した経験が里子に与えた意味

里親のAさんとM子との関わりの経過と思いの変化についてそれぞれ分けてまとめたものが表7である。M子は未婚の母子家庭に生まれ、親や祖父母からも養育を拒否され乳児院と児童養護施設で生活することになったが、少しでも家庭生活を経験させてあげたいという職員の配慮から里親委託となった子どもである。里親子関係が成立するまでの3段階（表5）で、M子の経過をみると、当時見せかけの時期というものを里親は認識できなかった。委託後、試しの時期に入り、自分をまるごと受け入れてくれるかどうかさまざまな問題行動を出し始める。虐待を受けた子どもや愛着障害を受けた子どもが里親に現す試しの行動の特徴として貪欲、狡猾、執拗さ（岩崎、2006：21）があげられる。もっと欲しい、もっとやると底なし沼のようにしつこく繰り返し求められ里親は心身ともに疲労困憊してくる。里子は大人の反応を見ながら困る行動をとり、神経を逆撫でしてくるという。それまでの施設での生活は閉鎖的な家族システムに近いものがあったといえよう。閉鎖的な家族システムの場合「周囲がその子の自然な姿を否定するようなかかわりを重ねると、その子はかなり幼い段階からストレスを感じ、怒りや見捨てられた不安を抱いていく。周囲に誰も受け止める人がいないまま、押し殺された感情が鬱積する」（渡辺、2008：67）という。M子は、押し殺された感情の鬱積したものをAさん家庭にきてからどうしたらよいのかわからないまま行動していたと思われる。当時は愛着障害から引き起こされる問題行動とは、認識されておらず、Aさんは受け止められず、M子を施設に返してからも苦しみが続いていた。

しかしM子と19年ぶりに再会し、M子の思いを知ったことが、Aさんの認識を大きく変える転機となった。Aさん家庭で共に生活していた時期は、里母Aさんにとって最も辛い時期だったのにもかかわらず、M子にとって人生の中で最良の時だったこと、Aさんの家庭から19年間離れたにもかかわらずAさんのことを継続して母と認識し迎えを待っていたことに注目したい。施設に返すことになってしまったとはいえ、M子を家族の一員としてすべてをかけてAさんが子どもと関わったことは、その後も19年の長きにわたって子どもの心にしっかりと刻まれ、人生を支えていたのである。乳児院で院長をしてきた鈴木は「短期養育でも、子どもたちにとって里親家庭で新しい親子・家庭という体験ができることは大変意味がある」（鈴木、：2007：21）と述べているように、解除になってAさん親子関係が断絶していたかに思われていたが、実はM子の中ではAさんとの親子関係が継続し、M子のその後の人生を支えるという大きな意味があったことが明らかになった。

表7 里親AさんとM子との関わりの経過と変化

	Aさんの経過と思い	イベント	M子の経過と思い	
24歳	1 里親として子育てをする決断	結婚	未婚の母子家庭に誕生	0歳
25歳	1-1 不妊に直面		2-1 生みの親から拒否乳児院	
	1-2 一生の仕事探し		↓	
	1-3 子育ての認識の変化		児童養護施設	
29歳	1-4 里親になる選択	里親登録	2-2 施設でも可愛がられなかった	
30歳	2 里親としての子育て	2人の里親委託		
34歳	3. 育てる苦しみ	M子里親委託	2-3 他の2人の里子との違い	5歳
	3-1 可愛いと思えない		3-2 M子の問題行動	
	4. わかってもらえない苦しみ		3-3 問題行動エスカレート	
	4-1 他の里親にもわかってもらえず泥沼に			
	4-2 ケースワーカーからも理解されない辛さ			
	4-4 里父からも理解されない苦しさ			
	5. 追い詰められる		6-2 助けになった研修	
38歳	5-1 家出や自殺願望	M子里親委託解除		8歳
	5-2 離婚することも			
50歳	6. 里親委託解除後の苦しみ	里親研修の講演でM子の話をするようになる	児童養護施設へ	
	6-1 返してからの救い		8. 施設でのM子	
	6-3 失って得た気づき		8-1 施設でのいじめ	
			8-2 里母の迎えを待つ	
		施設長から連絡	7-1 講演を聞いた施設長	
			7-3 施設の見守り	
			7-4 里母に会いたいM子	
56歳	7-2 19年ぶりの再会	7. 再会	9-1 一番良い顔していた	27歳
	8-3 共通する思い		10. 母としてのAさん	
	8-4 人間の気持ちの不思議		10-1 Aさんが唯一の母	
	8-5 施設の見守りに気づく		10-2 宝物のアルバム	
	9. M子への気持ちの転機			
	9-2 優しい言葉かけられず			
	9-3 M子への深まる理解			
	11 経験の受容と発展			
	11-1 経験から学んだ事			
	11-2 共に生きた意味			

4.2 里親としてのアイデンティティの発達

Aさんは一生の仕事として里親を選択している。M子との苦しい経験を経ながらも里親であり続けた。エリクソンは、アイデンティティとは、時を越えて自己が同一であり連続であるという主観的な感覚を伴うものであると述べている（Kroger, 2000 = 2005 : 7）。アイデンティティは人生とともに発達し続けていく。岡本は、女性の成人期のアイデンティティ発達には、

「個としてのアイデンティティ」と「関係性にもとづくアイデンティティ」の2つの軸があり、両者が等しい重みづけをもって発達していく（岡本，1997）という（表8）。両者は相互に関連し、影響しながら発達していくのである。「個としてのアイデンティティ」の中心的テーマは、自分は何になるかということである。Aさんは不妊治療を経て「一生の仕事としての子育て」をする里親になろうと決意し、積極的な自己実現の達成に向けて進もうとしていた。そして、「関係性にもとづくアイデンティティ」の、自分は誰のために存在するか、自分は他者の役にたつのかという中心的テーマでは、里子を育てることにより、他者の成長・自己実現への援助をしている。ここでの特徴として1. 愛着と共感の発達 2. 他者の欲求・願望を感じとり、その満足をめざす反応的行動（世話・思いやり）3. 自己と他者はお互いの具体的な関係の中に埋没し、拘束され、責任を負うということがあげられる。里子の養育はまさにこの3つを併せ持った作業であると言える。子の養育の日々はこれらとの戦いの連続であったと思われる。M子を施設に返した後は、他者の役に立つことができなかつたという呵責と里親としての自身喪失に責めさいなまれた。しかしながらAさんはすでに2人の里子を預かっており、苦しみながらも残った里子を育てなければならず、「失敗したまま終わらなかつた」という思いが里親であり続けさせた。その苦しみの中にいる時に、医師である里親からの助言やグループカウンセリングの研修への参加により少しずつ心の傷を癒していった。「個としてのアイデンティティ」の自己実現の達成のために、M子への贖罪の思いを込めて里親研修の講演や取材、研究の協力をするようになっていった。AさんにとってM子との関係は、委

表8 成人期のアイデンティティをとらえる2つの軸（岡本，1997）

	個としてのアイデンティティ	関係性にもとづくアイデンティティ
中心的テーマ	自分は何者であるか 自分は何になるのか	自分はだれのために存在するのか 自分は他者の役にたつのか
発達の方向性	積極的な自己実現の達成	他者の成長・自己実現
特徴	・ 分離一体化の発達 2. 他者の反応や外的統制によらない自律的行動（力の発揮） 3. 他者の自己と同等の不可侵の権利をもった存在	1. 愛着と共感の発達 2. 他者の欲求・願望を感じとり、その満足をめざす反応的行動（世話・思いやり） 3. 自己と他者はお互いの具体的な関係の中に埋没し、拘束され、責任を負う
相互の関係性・影響	① 個としてのアイデンティティ⇒関係性にもとづくアイデンティティ ・ 他者の成長や自己実現への援助ができるためには、個としてのアイデンティティが達成されていることが前提となる。 ・ 他者の成長や自己実現への援助ができるためには、常に個としてのアイデンティティも成長・発達しつづけていることが重要である。 ② 関係性にもとづくアイデンティティ⇒個としてのアイデンティティ ・ 他者の役にたつことから体験される自己確信と自信。 ・ 関係性にもとづくアイデンティティの達成により、生活や人生のさまざまな局面に対応できる力、危機対応力、自我の柔軟性・しなやかさが獲得される。	

託が解除になった時点で終わったのではなく、精神的にM子はずっと存在し続けていたと考えられる。そしてM子と家族として生活したことが、その後の他の里子たちとの関わり方を見直すことを可能にした。Aさんは、里親として成長するためにM子との葛藤があったことに思いが至る。つまり、Aさんの里親という「個としてのアイデンティティ」は、苦しみながらも成長していたと考える。さらにAさんにとってM子との再会により親子として共に生活したことが、M子のその後の支えになっていることを知ったことで、これまで抱いていたマイナスの感情からプラスの肯定感へと大きく転換していくことができたと考える。Aさんの里親という「個のアイデンティティ」とM子との「関係性にもとづくアイデンティティ」が相互に関係、影響を与えながらその後の里親としての生活や人生のさまざまな局面に対応できる力、危機対応力、自我の柔軟性などが獲得され、Aさんの里親としてアイデンティティがより大きく発達していったことが示唆された。

4.3 家庭生活を奪われた子どもと家族になって次の世代を育てる里親

岡堂が臨床経験から照らして妥当と考える6段階の家族発達段階モデル(岡堂, 2004: 23)に、里親Aさんからの話をもとにライフイベントをあてはめて作成したものが表9である。

Aさんは30歳で里親登録をしている。40歳過ぎに里親になる人が多い中、比較的若い年齢で里親になる決断をしている。血縁による子どもを持たない人生を受容した上で、親に恵まれない子どもの存在を知ったことなどにより、血縁による夫婦の子どもという枠から、社会全般の子どもという視点に立ち、里親として子どもと共に暮らすという子育ての認識の転換がはかられている。

一般の家族のほとんどは表9に示した6つの段階を追ってライフコースが進んでいくのに対し、里親家族は子どもが委託されてからの生活は単純には進んではいけない。Aさん家族の場合は、第4期の子どもが小学生の時期に、新たに乳児と幼児をあずかり、里子が委託されるたびに里子の年齢に応じた新たなライフコースの子どもが家族に加わり、それと並行して今まで委託されている子どものライフコースも進行していく。また委託された子どもの年齢は、1番目に委託された子どもより後から委託されてきた子どもの方が年長である場合もある。委託数が増えるほど家族生活は複雑になっていくことが明らかになった(表9)。

里親は、それぞれの子どものイベントをこなしながら、里子特有の課題も配慮しなければならない。里親家庭では委託された時の子どもの年齢や子どもとの事情によってその子どもとのライフコースは中断されることがある。里親子としての関係の解消は、里子が生みの親の元に戻れた場合だけでなく、M子のように不調となり施設に返さなければならないということもある。養育里親は「児童のニーズが先にあり、そのニーズに答えるための里親制度」(鈴木, 2007: 23)であるため、里親家族の親子関係は一般の家族のように段階を踏んで継続的に進行せずに、時に中断したり、第4段階以降の中高年になってからも乳幼児の委託があったりする。まさに里親養育は次の世代を担う子どもたちを育てるための社会的養護なのである。

里親家庭は『家庭生活を奪われた子どもたちが「家庭生活を再体験すること」子どもたちが「あたりまえの家庭生活」を体験し、「夫婦として、親としてのありのままの生活」を間近に見ることによって、「育てられる者」からやがて「育てる者」へと成長していくことができるということです』³⁾。この言葉は里親養育を長い年月地道に続けてきたベテラン里親たちがもっと多くの子ども達に家庭生活をと、里親ファミリーホームとしてのあり方の意義として掲げたものである。多くの困難を承知して、あえて里親となって「夫婦として、親としてのありのままの生活」をまるごとすべて提供し、家庭生活を奪われた子どもと家族になって生活することによって、次の世代の子どもたちを育てていくことを決意した人たちであることが示されている。

表9 里親家庭の発達段階

家族の発達段階	里親Aさん家族の発達段階
第1段階：新婚期 ◎課題：夫婦がそれぞれ出生家族から自立し、夫婦関係の基盤を作り上げる	・配偶者との出会い⇒入籍 不妊治療 里親登録
第2段階：幼児のいる時期 ・予防接種・健診・幼稚園、保育園入園 ◎課題：家族システムへの新しいメンバーの受容 a. 子どもを含めるように、家族を調整する b. 親役割の取得 c. 父母、祖父母の役割を含めて拡大家族との関係の再編成	1人目の委託（2歳）現在独立 2人目の委託（7歳）現在独立 3人目M子の里親委託（5歳）
第3段階：子どもが小学生の時期 ・小学校入学、PTA、習い事 ◎課題：子どもの自立性と家族への所属感・忠誠心とのバランスが適切であるよう努めること	M子の里親委託解除（8歳）
第4段階：子どもが10代の時期 ・中学入学、部活、高校受験 ・実家の状況の変化（病気、同居など） ・高校入学、部活、バイト、進路選択 ・高校卒業⇒進学・就職 ◎課題：親子関係を、特に自立と責任と制御の面で、基本的な信頼関係を損なわずに再規定すること	里親研修の講演・里親養育に関する調査の協力 現在 4人目の委託（4歳）⇒専門学校生 5人目の委託（1歳）⇒高校生
第5段階：子どもが巣立つ時期 ・子どもの結婚 ・孫の誕生 ◎課題：親子の絆を断つことなく、親と子が分離すること	6人目の委託（0歳）⇒2歳委託解除 7人目の委託（3歳） 施設長から連絡、M子との再会 M子（27歳）
第6段階：加齢と配偶者の死の時期 ◎課題：これまでに築きあげた信頼関係を損なうことなく、これらの喪失経験を受容すること	3人（幼稚園児、高校生、専門学校生）の子育て継続中

第5章 結論

今回の調査から、生みの親の元で育てられない子どもが里親と家族として生活することの価値としての意義は、①里子にとって親子として共に生きた経験がその後の人生を支えていた②不調の経験が里親としてのアイデンティティの発達をさらに促した③養育里親は家庭生活を奪われた子どもと家族になって次の世代を育てるという長期的な視点をもって子どもと生活をともにしているという3つの点を見出すことが出来た。里親と里子との関係が不調になった場合には、通常里親と里子の情報は途絶えてしまう。そして里親と里子の双方が別離の苦しみを抱えて生きていくことになるケースが多い。本研究の事例では、児童養護施設など関係機関が長期にわたって里子のアフターケアをしていたことで、里親と里子の再会が実現し、19年間表面的には交流がなかったにもかかわらず、精神的には親子として関係が継続していたことがわかった。里子への罪悪感に苦しんでいた里親が苦しみから救われ、さらに里親としての学びを深め成長することにも繋がっていった。

里親委託に力を注いできた元児童福祉司は「子どもを預かるということは、里親家庭全体に大きな影響を及ぼし、家庭内のコミュニケーションの形や、過ごす時間・空間の室までを丸ごと変化させるものである」（宮島，2007：27）と述懐している。社会的養育である里親養育の困難を里親個人の自助努力に頼ってはいけない。多くの障害児や慢性疾患児と家族に関わってきた小児精神科医の渡辺は親が成長するためには「周囲が、危機になる家族を支え、希望を持って自然体で現実に取り組めるようにすると、家族は障害児や慢性疾患児を育てるというストレスを梃子に、懐の深い、たくましい成熟した家族に成長していくことができる」（渡辺，2008：66）と述べている。本研究では、家族として生活したことが里親と里子双方に大きな意義をもたらしたことが明らかになった。その前提として里親と里子の家族の周囲を児童相談所の児童福祉司や教育機関、病院その他の関連する機関が支え、委託解除後も長期的視点にたってフォローをすることがその後の里親と里子の心身の健康な成長と生活を保障するために重要であることが示唆された。家庭で暮らせない子どもたちのために、平成21年度までに里親委託を15%まで引き上げることを目指すのであるならば、養育里親家庭の実態を理解し長期的に温かく見守り、必要な時にはいつでも支援できるシステムを構築することは不可欠なことであると考えられる。

注

- 1) 養育里親は、社会的養護の一環として、養子縁組を目的とせず実の親が引き取る見込みのある子ども（または、実の親の意向により養子縁組ができないといった子ども）を家庭復帰できるまで、あるいは18才になるまで家庭に引き取って養育する里親のことである。また戻る家庭のない里子と将来養子縁組をして、法的にも恒久的な親子関係を取り結ぶいわゆる養子縁組里親も含まれる。短期里親は親の病気などの理由で、数日から1年以内の一定期間だけ家庭を離れなければならない子どもを預かって養育する里親である。専門里親は、被虐待経験などから心理的外傷を受けたり、または

問題行動があり保護者に監護させることが不適當で、専門的ケアが必要であると診断された児童を対象に、原則として2年以内の期間で委託される里親のことである。親族里親は、子どもの実親がその子を養育できない状態にあり、やむを得ない事情がある場合に限り、祖父母やおじお婆などの子どもの三親等内の親族でその児童のケアに関する適正を有している者が里親として認められるようになった。

- 2) 里親委託の不調とは、里親と里子の親子関係が構築できず、里親委託を解除することを意味している。しかし、里親委託の統計上の数値として不調ケースは現れない。施設への変更や他の里親への変更等という名目で処理される。不調ケースはケース記録を丁寧に分析することで明らかになる場合が少なくない。
- 3) 里親ファミリーホーム全国協議会 <http://homepage2.nifty.com/foster-family-home/>

参考文献

- 石川千恵子, 1992, 「養子縁組の成立・不調要因の研究〔Ⅱ〕—里親不調ケースの一事例を通して—」
大阪市中央児童相談所『紀要—里親制度の現状と課題』
- 岩崎美枝子, 1998, 『血のつながりを越えて親子になる』, 家庭養護促進協会
- 岩崎美枝子, 2006, 『栃木県里親連合会第50回記念大会体験発表講演集』, 7-31
- 大阪市児童相談所, 1989, 「児童福祉の視点と養子縁組」大阪市中央児童相談所『児童相談所紀要Ⅳ』, 77-93
- 岡堂哲雄編『家族心理学入門』2004年倍風社 : 91-97
- 岡村祐子, 2004, 「女性の生涯発達に関する研究の展望と課題」, 『女性の生涯発達とアイデンティティー個としての発達・の中での成熟』, 北大路書房, p1-30
- 家庭養護促進協会, 『血のつながりを越えて親子になる』, 家庭養護促進協会大阪事務所, 1998
- Kroger, J., 2000, *Identity Development Adolescence Through Adulthood*, Sage Publications, Inc. (榎本博明編訳, 2005, 『アイデンティティの発達—青年期から成人期—』, 北大路社)
- 桜井厚, 2005, 「ライフストーリー・インタビューをはじめ」, 『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』, せりか書房, 11-52
- 鈴木祐子, 2007, 「登録までの里親制度の説明と研修—社会的養護としての里親制度」, 「里親と子ども」Vol.1, 明石書店, 21-25
- 田中美恵子, 2004, 「地域に生きる精神障害・当事者のライフストーリーの聞き取りと作品化—倫理的な観点からの考察」, 『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』, せりか書房, 257—269
- 森和子, 2004, 「痛みから学び成長すること」, 『埼玉県里親会創立50周年記念誌』, 社団法人埼玉県里親会
- 森岡清美・青井和夫編者, 1987, 『現代日本人のライフコース』, 日本学術振興会
- 宮島清, 2007, 「新規登録里親研修に求められる4つの機能」, 『里親と子ども』Vol1, 『里親と子ども』編集委員, 明石書房, 26-32
- 渡辺幸江, 1995, 「里親委託継続困難になったケースについての調査報告」, 神奈川県児童相談所編『平成6年度児童相談所紀要』8, 45-53
- Festinger, T., 1990, *Adoption-Disruption: Rates and Correlates*, *the Psychology of Adoption*, Oxford University Press, 201-220

(2008.12.10 受理)